

国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価書（素案）の パブリック・コメントの実施について

区では、国民健康保険に関して、個人番号利用事務を平成 28 年 1 月に開始するにあたり「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）に基づき、平成 27 年度に特定個人情報保護評価を実施した。

今回の実施については、国民健康保険法の一部改正に伴い、平成 30 年度から区市町村とともに都道府県が国民健康保険の保険者となることにより、都道府県単位で被保険者の資格管理を行うため、個人番号を含む資格管理事務及び当該事務処理に必要な国保情報集約システムに係る運用管理事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託することが、特定個人情報保護評価指針の別表に規定される重要な変更該当すること、また、平成 31 年 2 月に国保システムを区のホストシステムから小型システム（市町村事務処理標準システム）に変更するため、下記により実施するものである。

記

1 国民健康保険事務における特定個人情報保護評価

(1) 対象事務の根拠

- ア 番号法第 9 条第 1 項別表第 1 の 30 項
- イ 主務省令第 24 条

(2) しきい値判断

平成 28 年 4 月 1 日現在の対象者数（被保険者数）が 103,782 人、取扱者が 256 人（医療保険年金課 56 人、戸籍住民課 67 人、特別出張所 133 人）であることより、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第 4 条第 2 項の規定に基づき『全項目評価』を実施する。

(3) 評価書（素案）

別紙「全項目評価書」のとおり

(4) 主な変更点

- ① 東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保情報集約システムとの情報連携に個人番号が含まれているため、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムに「国保情報集約システム」を追加し、国保情報集約システムのリスク対策を追加した。
- ② 国保システムについて、平成 31 年 2 月に現行ホストシステムから市町村事務処理標準システムに再整備することにより、特定個人情報ファイルの保存方法に変更が生じるため市町村事務処理標準システムのリスク対策を追加した。

2 パブリック・コメントの実施

全項目評価では「広く住民等の意見を求めること」が必要とされていることより、以下のと

おり新宿区パブリック・コメント制度を活用し、全項目評価書（素案）に対する意見を募集する。

(1) 実施期間

平成 29 年 1 月 25 日（水）～平成 29 年 2 月 23 日（木） 30 日間

(2) 周知方法

広報しんじゅく（平成 29 年 1 月 25 日号）及び区ホームページにおいて意見募集を掲載

(3) 閲覧資料

- 意見募集概要
- 特定個人情報保護評価書（素案）概要
- 特定個人情報保護評価書（素案）
- 用語解説
- 新宿区パブリック・コメント意見用紙

(4) 閲覧・配布場所

医療保険年金課（本庁舎 4 階）、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館及び区ホームページ

(5) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び区ホームページにおいて受付ける。

3 今後のスケジュール

平成 29 年	1 月 18 日（水）	個人情報保護審議会へ評価書（素案）を報告
	1 月 25 日（火）	パブリック・コメント開始
	2 月 23 日（木）	パブリック・コメント終了
	2 月上旬～	第三者点検、評価書再調整
	3 月中旬	
	5 月下旬	個人情報保護審議会へ評価書を報告
	5 月下旬	特定個人情報保護委員会へ評価書を提出
	5 月下旬	評価書の公表